

## 橋本市感染拡大予防ガイドライン

本ガイドラインは、政府の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和2年3月28日（令和2年5月25日変更））新型コロナウイルス感染症対策本部決定を踏まえ、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」（2020年5月4日）において示されたガイドラインの作成の求めに応じ、公共施設における新型コロナウイルス感染予防対策として実施すべき事項を定めたものです。

ガイドライン策定にあたっては「業種別感染拡大予防ガイドライン」に従うことを前提とし、橋本市として施設の規模や形態を十分に踏まえ、新型コロナウイルスの感染拡大を防止するための対策として、留意事項および再規制の判断事項、イベント等の開催事項についてを以下に定める。また本ガイドラインは、7月1日以降の適用とし、必要に応じて見直しをおこなうこととする。

### 1, 共通事項

#### (1) 留意事項

##### ① 3密の回避

###### ①-1 マスクの着用

飛沫感染リスクの対応および咳エチケットのため。

###### ①-2 換気の徹底

2方向以上の窓を開放する。

###### ①-3 対人距離の確保

人と人との接触を避け、対人距離（できるだけ2mを目安に（最小1m））を確保すること。人数は1,000人以下かつ定員の50%以下とし、定員の定めがない場合は4㎡/人を目安とする。

また、近距離での会話や大声での発声を控えること。

対人距離の確保が困難な場合は、入場制限等を各施設で定め実施すること。

##### ② 消毒等

###### ②-1 手洗い、手指の消毒

施設の出入口などへ消毒設備を設置する。

###### ②-2 施設、備品等の消毒

複数の人が触れる場所を適宜消毒する。

##### ③ トイレの利用について

###### ③-1 ハンドドライヤーの使用禁止

ウイルス拡散防止のため。

###### ③-2 汚物を流す際はトイレの蓋がある場合は閉めて流す

洋式トイレの場合。ウイルス拡散防止のため。

##### ④ 利用にあたっての注意

###### ④-1 発熱などの症状がある人の利用制限

利用前の体温チェックをおこなう。

症状がある人への利用制限を呼びかける。

###### ④-2 利用者の連絡先などを記載した名簿の作成

万が一、感染が発生した場合の情報として名簿を作成し、必要に応じて保健所等の公的機関へ提供され得ることを事前に周知すること。

また、個人情報の取り扱いに十分注意し、利用者のプライバシー保護に関する最大限の配慮をおこなうこと。

###### ④-3 現金の取り扱い

現金の受け渡しはトレイを使用する。

###### ④-4 ごみの処理について

鼻水、唾液などが付いたごみは、ビニール袋に入れて密閉して縛り、ごみを回収する職員はマスクや手袋を着用させる。

###### ④-5 利用時間の制限

施設の利用時間については、おおむね3時間以内を目安とするが、具体的な時間に関しては施設管理者の判断とする。

なお、運動施設（屋内・屋外）については利用時間の制限は行わない。

(2)再規制の判断事項

- ① 施設利用者の感染が確認されたとき
- ② 施設職員の感染が確認されたとき
- ③ 和歌山県に緊急事態宣言が発令されたとき
- ④ 橋本保健所管内において集団感染（クラスター）が発生したとき
- ⑤ 橋本市新型コロナウイルス対策本部会議からの指示があったとき

(3)イベント等の開催事項

適切な感染予防対策をおこなったうえ、下記を基準とする。

- ① 屋内イベントは1,000人以下、かつ定員の50%以下の参加人数とすること
- ② 屋外イベントは1,000人以下、かつ人との距離を十分に確保（できれば2m）すること

2. 施設別ガイドライン

| 担当部   | 担当課               | 番号 | 施設名                        | 留意事項                                 | 再規制の判断  |
|-------|-------------------|----|----------------------------|--------------------------------------|---|
| 総合政策部 | 政策企画課             | 1  | 橋本市民活動サポートセンター             | 来館に際しての滞在時間及び滞在者数の制限（2時間、10名以内）      | サポートセンターを利用していた人の中で感染者、又は感染が疑われる者との接触が確認された           |
|       |                   |    |                            | 利用は来館予約を奨励                           | サポートセンター及び橋本市社会福祉協議会の職員に感染者、又は感染が疑われる者との接触が確認された      |
|       |                   |    |                            |                                      | 市役所本庁及び保健福祉センターからの中止要請                                |
| 総合政策部 | 人権・男女共同推進室        | 2  | 文化センター                     |                                      |   |
| 総務部   | 総務課               | 3  | 橋本市民会館                     | 他人と共用する物品や手が頻回に触れる箇所を工夫して減らし、最低限にする  |   |
|       |                   |    |                            | 開催する催し物（イベント）を大声での発声、歌唱等を伴わないものに限定する |   |
|       |                   |    |                            | 収容人数の50%以下のイベントに限定する                 |   |
| 総務部   | 市民課<br>（消費生活センター） | 4  | 橋本市消費生活センター                | 相談対応は、電話、FAX、メール、テレビ電話の利用を推奨する。      |   |
|       |                   |    |                            | 窓口、相談室では感染防止用のビニールシートを相談者と職員の間設置する。  |   |
|       |                   |    |                            | 再来所が必要な場合は、予約時刻をあらかじめ設定する。           |   |
|       |                   |    |                            | 相談業務の実施方法について、HPや掲示等で広報を行う。          |   |
| 健康福祉部 | こども課              | 5  | 保育園・幼稚園・こども園<br>・児童発達支援事業所 | 保育内容により遊戯室等の大部屋の利用（3密対策）             | 園児や職員から感染者が発生した場合<br>・・・臨時休園の要請（対象園）                  |
|       |                   |    |                            | プール遊びの場合は内科・眼科検診の必須                  | 橋本保健所管内で感染者経路が特定されず地域で感染拡大のおそれがある場合<br>・・・臨時休園の要請（全園） |
|       |                   | 6  | 子育て支援センター<br>（7ヶ所）         | 利用者の人数制限                             | 橋本保健所管内で感染者が発生した場合                                    |
|       |                   |    |                            |                                      | 園児や職員が濃厚接触者と特定された場合                                   |
|       |                   |    |                            |                                      |   |

| 担当部              | 担当課                     | 番号 | 施設名  | 留意事項  | 再規制の判断                          |
|------------------|-------------------------|----|--|---|---------------------------------|
|                  |                         | 7  | ファミリーサポートセンター<br>(保健福祉センター内)               | 受付時の飛沫感染予防ビニールカーテン設置                                    | 会員・利用者から感染者が発生した場合臨時休止の要請(委託者へ) |
|                  |                         | 8  | のびのび教室<br>(保健福祉センター内)                      | ビニールプールを使用しない   | 橋本保健所管内で感染者が発生した場合              |
|                  |                         |    |  | 遊戯室も利用して開室(3密対策)  | 職員が濃厚接触者と特定された場合                |
|                  |                         | 9  | 遊戯室・屋外遊戯場(砂場)<br>(保健福祉センター2F)              | 一般開放の中止(遊戯室)7月より開放                                      | 橋本保健所管内で感染者が発生した場合              |
| 健康福祉部            | 子育て世代包括支援センター           | 10 | 保健福祉センター1階<br>集団指導室ほか                      | 密を避けるため、相談場所を分散   |                                 |
|                  |                         |    |  | 健診・健康相談の案内は、人数制限を設ける                                    |                                 |
|                  |                         |    |  | 待ち時間の短縮   |                                 |
|                  |                         |    |  | 感染予防のために個人でバスタオル持参の案内                                   |                                 |
|                  |                         |    |  | 検査道具の消毒の徹底  |                                 |
| 健康福祉部            | 福祉課                     | 11 | 保健福祉センター<br>(貸館、足湯)                        | 利用者の人数制限(定員の半数以下、申請時に確認)                                | 状況に応じて市で判断する                    |
| 健康福祉部            | いきいき健康課<br>(地域包括支援センター) | 12 | いきいきルーム<br>(令和2年7月1日～令和2年9月30日<br>の期間の取扱い) | 【利用者】   | 状況に応じて市で判断する                    |
|                  |                         |    |  | 人数制限(入館者数10人/2時間、利用10日前からの電話での完全時間予約制とし、予約していない者の利用は不可) |                                 |
|                  |                         |    |  | シャワールーム・和室の使用禁止   |                                 |
|                  |                         |    |  | ロッカールームの使用制限(男女共に開放ロッカーは10人分)                           |                                 |
|                  |                         |    |  | 接触を伴う個別指導は行わない  |                                 |
|                  |                         |    |  | 【施設管理者】   |                                 |
|                  |                         |    |  | 入館時の入口・出口を分ける   |                                 |
|                  |                         |    |  | マシン間隔をあげ、1人の利用が終わる毎に職員が消毒を行う                            |                                 |
|                  |                         |    |  | カウンターのビニール仕切りの設置  |                                 |
|                  |                         |    |  | 接触を伴う個別指導は行わない  |                                 |
| 利用者の見守りの徹底と緊急時対応 |                         |    |  |   |                                 |

| 担当部        | 担当課         | 番号                                     | 施設名                                  | 留意事項  | 再規制の判断   |  |
|------------|-------------|--|--------------------------------------|---|--|--|
| 経済推進部      | 農林振興課       | 13                                     | エコパーク紀望の里 ひとつと紀館                     | 飛沫感染対策の設置（受付）   | 国、県、市の判断に委ねる   |  |
|            |             |  |                                      | 入館時間の制限（脱衣・入浴）を30分程度  |  |  |
|            |             |  |                                      | 混雑時に入館制限  |  |  |
|            |             |  |                                      | 和室以外ひとつと紀館休憩場所を閉鎖   |  |  |
| 経済推進部      | シティセールス推進課  | 14                                     | やどり温泉いやしの湯                           | 混雑時の入場制限  | 従業員（家族含む）が感染した   |  |
|            |             |  |                                      | 運行時、送迎車内の換気   | 国、県の緊急事態宣言が発令され、休業要請が出た場合  |  |
|            |             |  |                                      |   | 市の対策本部で休業要請が出た場合   |  |
|            |             |  |                                      |   |  |  |
| 経済推進部      | はしもとブランド推進室 | 15                                     | 地場産業振興センター                           | 混雑時の入場制限（産品売り場コーナー）   | 施設利用者・従業員から感染者が出た場合  |  |
|            |             |  |                                      |   | 国・県・市から休業要請がでた場合   |  |
|            |             |  |                                      |   |  |  |
| 建設部        | まちづくり課      | 16                                     | 公園                                   |   |  |  |
|            |             | 17                                     | 神野々緑地<br>（芝生広場・キャンプ場）                | 人と人が対面する受付場所は、アクリル板、透明ビニールカーテンなどで遮蔽する。                                  |  |  |
|            |             |  |                                      | 他人と共用する物品や手が頻回に触れる箇所を工夫して減らし、最低限にする。                                    |  |  |
| 18         | 林間田園都市駅駐輪場  | 人と人が対面する受付場所は、アクリル板、透明ビニールカーテンなどで遮蔽する。 | 他人と共用する物品や手が頻回に触れる箇所を工夫して減らし、最低限にする。 |   |  |  |
| 教育委員会      |             | 19                                     | 小学校、中学校                              | 【登校前、登校時、下校時】   | 児童生徒、教職員及び学童保育指導員等に陽性者が確認された場合は、学校と保健所、教育委員会が連携を図り、保健所による指導を踏まえ、当該学校の全部又は一部を臨時休業とする。 |  |
|            |             |  |                                      | 家庭と連携した毎朝の検温及び風邪症状等の確認をする。  |  |  |
|            |             |  |                                      | 平熱より高い場合（発熱）や風邪症状等がある場合は、自宅で休養させる。                                      |  | 地域でクラスターが発生した場合や地域をまたいで陽性者が確認された場合は、地域一斉に臨時休業とすることがある。 |
|            |             |  |                                      | 登校前に検温していない児童生徒に対しては速やかに学校で測定する。  |  |  |
|            |             |  |                                      | 登校後に発熱等の症状がみられた場合は、別室で待機させ保護者に連絡の上、早退させる。                               |  |  |
|            |             |  |                                      | 通学バスを利用する場合は、マスクを着用し、乗車中の会話を控えるようにすることや自転車や徒歩による通学の場合も身体的距離を確保するよう指導する。 |  |  |
|            |             |  |                                      | 授業終了後は、集まって雑談したり、寄り道をしたりせず、速やかに下校するよう指導する。                              |  |  |
| 【学校生活について】 |             |  |                                      |   |  |  |

| 担当部 | 担当課 | 番号 | 施設名 | 留意事項  | 再規制の判断 |
|-----|-----|----|-----|---|--------|
|     |     |    |     | クラスター発生の高い3条件（密閉、密集、密接）が同時に重なる場を排除した環境づくりに努める。  |        |
|     |     |    |     | 登校時、給食の前後、外から教室に入る時、トイレの後といった機会でのこまめな手洗いを徹底する。手洗いは30秒程度かけて、水と石けんで丁寧に洗う。   |        |
|     |     |    |     | 児童生徒や教職員はマスクを着用する。ただし、気候の状況等により、熱中症などの健康被害が発生する可能性が高いと判断した場合は、マスクを外す。   |        |
|     |     |    |     | 教員と児童生徒の距離を確保する。  |        |
|     |     |    |     | 休憩中であっても友達との距離を保つよう指導する。  |        |
|     |     |    |     | 清掃活動は、学校内の環境衛生を保つうえで重要である一方、共同作業を行うことが多く、また、共用の用具等を用いるため、換気のよい状況でマスクをした上で行うようにする。掃除が終わった後は、必ず石けんを使用して手洗いをを行う。   |        |
|     |     |    |     | 保健室以外に発熱等の症状がある児童生徒が待機できる部屋を確保する。   |        |
|     |     |    |     | 児童生徒に対して、新型コロナウイルスに関する正しい知識や、これらの感染症対策について、発達段階に応じた指導を行い、児童生徒が感染のリスクを自ら判断し、これら避ける行動をとることができるようにする。  |        |
|     |     |    |     | <b>【学習指導等について】</b>  |        |
|     |     |    |     | 児童生徒が密集して長時間活動するグループ活動は避ける。   |        |
|     |     |    |     | 学校の行事については、必要最小限とし、実施方法についても時間短縮や縮小等の配慮を行う。   |        |
|     |     |    |     | 特に配慮を要する教科（年間指導計画の見直しや活動の中止を検討する）   |        |
|     |     |    |     | 〈家庭科〉・調理実習については当面の間見合わせる。   |        |
|     |     |    |     | 〈音楽科〉<br>・狭い空間や密閉状態での歌唱指導や身体の接触を伴う活動は行わない。<br>・口に触れる楽器の演奏は見合わせる。  |        |
|     |     |    |     | 〈体育科〉<br>・児童生徒が密集する運動や児童生徒が近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い運動を避ける。<br>・体育の授業におけるマスクの着用は必要ない。（配慮事項等については、別紙『学校の体育の授業におけるマスクの着用について』を参照）<br>・多数の者が触れる用具（ボール等）を使用する場合は、手で目・鼻・口等を触らないように指導し、授業後の手洗いを励行する。 |        |
|     |     |    |     | 〈英語・外国語活動〉<br>・握手やハイタッチなど身体の接触を伴う活動は避ける。  |        |
|     |     |    |     | <b>【給食について】</b>   |        |
|     |     |    |     | 給食を提供する前には、手洗いとアルコール等の消毒を徹底する。  |        |
|     |     |    |     | 給食当番を行うにあたっては、必ずマスク及びエプロン等を着用する。  |        |
|     |     |    |     | 給食当番の配食にあたっては、各個人では行わず、給食当番の児童生徒及び教職員が行う。おかわり等の配食は教職員が行う。   |        |
|     |     |    |     | 喫食にあたっては、机を向かい合わせにせず、会話を控えるように指導する。   |        |

| 担当部   | 担当課 | 番号 | 施設名   | 留意事項   | 再規制の判断  |
|-------|-----|----|---|--|---|
|       |     |    |   | <p>【心のケア等について】</p> <p>児童生徒等及び保護者等から症状等についての相談や連絡があった場合、丁寧に対応し、個人情報の管理を徹底するとともに、罹患した場合であっても、いたずらに感染者が特定されることのないよう、十分配慮する。</p> <p>学級担任や養護教諭を中心としたきめ細かな健康観察等から、児童生徒の状況を的確に把握し、健康相談等の実施やスクールカウンセラー等による支援を行うなどして、心の健康問題に適切に対応する。</p> <p>特定の国や地域をさして「(〇〇〇の国や地域)からの子供や保護者が来るなら(いるなら)学校には行かない(行かせない)」「(〇〇〇の国や地域)の子供が感染症を広めている」等といった偏見や差別につながるような言動やSNS等を利用したネット上への書き込みを行うことに対しては、断じて許されないという毅然とした態度で対応を行う。</p> |   |
| 教育委員会 |     | 20 | 中央公民館<br>地区公民館<br>教育文化会館<br>産業文化会館<br>児童館<br>名古屋教育集会所<br>松林荘<br>郷土の森学習体験棟 | <p>主催事業は感染防止対策に配慮した上で順次実施を検討</p> <p>各館各部屋の利用人数の制限に従い利用すること</p> <p>貸館は1日1回、半日単位とする</p> <p>飲食や運動(軽度なものは除く)、を伴う利用は行わないこと</p> <p>マスクを着用のままの歌唱は可能とする</p> <p>(大声の歌唱は当面の間禁止)</p>  | 当該施設の利用者・職員の感染が判明した場合は、直ちに施設を一時休館し、保健所の指導に従い消毒等を行います。 |
| 教育委員会 |     | 21 | 図書館   | <p>館内における不必要な会話は行わないこと</p> <p>自動車文庫ブックーは感染防止対策に配慮した上で運行</p> <p>主催事業は感染防止対策に配慮した上で順次実施を検討</p>   | 当該施設の利用者・職員の感染が判明した場合は、直ちに施設を一時休館し、保健所の指導に従い消毒等を行います。 |
| 教育委員会 |     | 22 | 郷土資料館<br>前畑・古川資料展示館   | <p>展示物には直接手を触れないこと</p> <p>主催事業は感染防止対策に配慮した上で順次実施を検討</p>  | 当該施設の利用者・職員の感染が判明した場合は、直ちに施設を一時休館し、保健所の指導に従い消毒等を行います。 |
| 教育委員会 |     | 23 | 運動施設(屋内)  | <p>対人接触を伴う利用は控え、対人距離を確保すること(観客席も)。または各スポーツ関係団体により作成されたガイドラインに従うこと。</p> <p>運動・スポーツ中のマスクの着用は利用者の判断とするが、運動・スポーツを行っていない間はマスクを着用すること</p> <p>更衣室は使用禁止とする</p>   | 当該施設の利用者・職員の感染が判明した場合は、直ちに施設を一時休館し、保健所の指導に従い消毒等を行います。 |

| 担当部   | 担当課      | 番号 | 施設名         | 留意事項  | 再規制の判断  |
|-------|----------|----|-------------|---|---|
| 教育委員会 |          | 24 | 運動施設（屋外）    | 対人接触を伴う利用は控え、対人距離を確保すること（観客席も）。または各スポーツ関係団体により作成されたガイドラインに従うこと。<br>運動・スポーツ中のマスクの着用は利用者の判断とするが、運動・スポーツを行っていない間はマスクを着用すること                              | 当該施設の利用者・職員の感染が判明した場合は、直ちに施設を一時休館し、保健所の指導に従い消毒等を行います。 |
| 教育委員会 |          | 25 | 温水プール レインボー | 対人接触を伴う利用は控え、対人距離を確保すること<br>水泳時以外はマスクを着用すること<br>スイミングキャップ、ゴーグルは必ず持参すること（貸出は中止します）<br>利用状況により入場・入水人数の制限を行う<br>更衣室は10名以下での使用とする<br>当面の間、2階ギャラリーは利用禁止とする | 当該施設の利用者・職員の感染が判明した場合は、直ちに施設を一時休館し、保健所の指導に従い消毒等を行います。 |
| 教育委員会 |          | 26 | 前畑・古川記念プール  |   | 今年度は使用を休止します  |
| 教育委員会 |          | 27 | きしかみ子ども館プール |   | 今年度は使用を休止します  |
| 水道環境部 | 生活環境課    | 28 | 斎場          |   |   |
|       |          | 29 | 垣花パークゴルフ場   |   |   |
|       |          | 30 | 各集会所（地元管理）  |   |   |
| 水道環境部 | 環境美化センター | 31 | 憩いの家        | 人数制限（1申請あたり10名程度）   |   |